別紙

令和５年　月 農産園芸課

**令和５年度攻めの園芸生産対策事業**

**第２回要望調査における取扱いについて**

１　事業採択の考え方

・県優先ポイントと地域ポイントを設定し、ポイントの高いものから採択を行う。

・県優先ポイントは、以下の２の（１）の内容とする。

・地域ポイントは、県優先ポイント以外の取組みとし、地域の実情等を踏まえ重点的に推進する取組みとする。

２　事業のポイントについて

（１）県優先ポイント

①中山間農業モデル地区強化（支援）事業のモデル地区 　・・・・・・５０ポイント

②果樹における水源確保（さく井）　　　　　　　 ・・・・・・・・・・４０ポイント

（２）地域ポイント

地域ポイントは、事業計画の熟度や生産基盤強化による事業効果等を勘案して地域内で優先順位を設定し、最高順位の取組みに対して１５ポイントを付与し、以下順位が落ちる毎に１ポイントを減じてポイントを付与する。県優先ポイントを付与した事業についても、地域内の優先順位に応じて地域ポイントを付与すること。

［例：４事業の場合］Ａ事業：１５、Ｂ事業、１４、Ｃ事業：１３、Ｄ事業：１２

（３）その他

（１）、（２）で同点となった場合は、受益者１名あたりの平均事業費が低い順で採択する。